

保育所申し込み手続き

12月1日～22日に受け付け 30年度 保育所の利用申し込み

来年4月からの保育所への入所申し込みを受け付けます。
対象児などは下表のとおり。



【入所要件など】 次のいずれかに該当する場合

- ◇就労（1か月64時間以上の就労）
- ◇妊娠・出産
- ◇保護者の疾病・障害
- ◇求職活動（起業準備含む）
- ◇同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ◇育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要
- ◇就学
- ◇その他、保育が必要な状態にあると市が認める場合

【利用者負担額（保育料）】

各世帯の収入によって異なる

【申し込み方法】

認定申請書と利用申込書に必要な事項を記入し、12月1日（金）～22日（金）に幼稚園・保育所課か西支所保健福祉係へ。申請には運転免許証などの本人確認ができるものと通知カードなどの世帯全員のマイナンバーが分かるものが必要。申請書・申込書・案内冊子は同課や同係、加佐分室、各保育所、各公民館、子育て支援センターなどで配布。市ホームページからダウンロード可。

▶詳しくは、幼稚園・保育所課（☎66・1009）か西支所保健福祉係（☎77・2253）へ。

【保育所一覧】

保育所名	所在地	対象児 ※1	標準時間		短時間		電話番号
			通常保育	延長保育	通常保育	延長保育	
タンポポハウス	民間 泉源寺223	産休明け～就学前	7:00～18:00	19:00まで	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	☎64-2762
平保育園	民間 中田440-1	産休明け～就学前	7:00～18:00	19:00まで	8:00～16:00	7:00～8:00 16:00～19:00	☎68-0107
昭光保育園	民間 浜211	産休明け～就学前	7:00～18:00	19:00まで	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	☎63-4821
さくら保育園	民間 七条中町8-20	産休明け～就学前	7:15～18:15	19:15まで	8:30～16:30	7:15～8:30 16:30～19:15	☎62-6987
やまもも保育園	民間 溝尻1106	産休明け～就学前	7:30～18:30	19:30まで	8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～19:30	☎62-0524
うみべのもり保育所	公立 浜2022	6か月～就学前	7:15～18:15	19:15まで	8:30～16:30	7:15～8:30 16:30～19:15	☎62-0464
中保育所	公立 余部下1063	6か月～就学前	7:15～18:15	19:15まで	8:30～16:30	7:15～8:30 16:30～19:15	☎62-0292
東山保育園	民間 倉谷961-1	産休明け～就学前	7:15～18:15	19:15まで	9:00～17:00	7:15～9:00 17:00～19:15	☎76-7314
相愛保育園	民間 魚屋234-1	産休明け～就学前	7:00～18:00	19:00まで	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	☎75-1083
ルンビニ保育園	民間 寺内90	産休明け～就学前	7:30～18:30	19:30まで	8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～19:30	☎76-3703
なかすじ保育園	民間 公文名344	産休明け～就学前	7:30～18:30	19:00まで	9:00～17:00	7:30～9:00 17:00～19:30	☎76-7122
永福保育園	民間 公文名63	産休明け～就学前	7:00～18:00	19:00まで	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00	☎75-4006
永福保育園 城屋園舎	民間 城屋837	産休明け～就学前	7:00～18:00	—	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～18:00	☎75-4005
西乳児保育所（※2）	公立 円満寺100-3	6か月～3歳児	7:30～18:30	—	8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～18:30	☎76-0573
八雲保育園	民間 丸田27-1	産休明け～就学前	7:30～18:30	—	8:30～16:30	—	☎82-0278
岡田保育園	民間 志高70	産休明け～就学前	7:00～18:00	19:00まで	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	☎60-2778

※1：対象児の年齢は来年4月1日現在

※2：隣接する舞鶴幼稚園と機能統合し、平成31年4月から公立認定こども園になります。

除雪に全力

安全な通行のために

園土木課 ☎66・1049、66・1053



市では、安全な道路交通を確保するため、今年度の「市道除雪計画」を策定しました。冬季の円滑な通行を維持するため、国・府と連携しながら、今年も除雪作業や凍結防止剤の散布などに全力で取り組んでいきます。

◆除雪期間

12月1日（金）～来年3月15日（木）。
除雪作業開始は早朝5時から。

◆出動基準

積雪がおおむね10センチを超えたとき。通勤・通学車両や緊急車両の通行に支障がないよう、国（国道）・府（府道）の作業と連携して実施。

◆対象路線

バス路線や集落を結ぶ道路



除雪作業の様子

公共施設につながる幹線道路などを優先して作業を実施。

◆凍結防止剤の散布と設置

路面の凍結が予測される場合は、対象路線の坂道やカーブの多い路線などに凍結防止剤を散布。橋のたもとなど、凍結の恐れがある場所には、誰でも利用できるように、凍結防止剤を設置していますのでご利用ください。

除雪はみんなの力で

安全で円滑に除雪作業を進め、日常生活に支障が出ないようにするには、皆さんのご協力が必要です。

◆路上駐車はしないで

除雪作業の妨げになる恐れがあり、事故や交通渋滞の原因にもなるため、路上駐車は避けてください。

◆身近な場所の除雪にご協力を

除雪作業は、バス路線などの交通量の多い道路を優先し、短時間で行わなければならないため、全ての道路を除雪することは困難です。また、作業は細心の注意を払って進めるよう心掛けていますが、除雪機の特性によりやむを得ず玄関先に雪が残ってしまう場合があります。生活道路の確保や緊急車両の出入りに備えるためにも、自宅や店舗前の歩道など、身近な場所の除雪は皆さんのご協力をお願いしています。

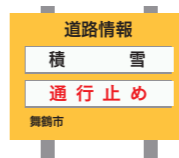
◆雪を道路に出さないで

道路に出された雪は、自動車などに踏み固められて路面がでこぼこになったり、凍結したりして、交通事故や転倒事故などの原因になります。雪は道路に出さず、道路脇などに寄せてください。



市道榎五老岳線 積雪時は通行止めに

積雪や凍結により通行に支障が生じる場合には、国道27号線と五老岳頂上を結ぶ市道榎五老岳線（約3*）を登り口から通行止めにする場合があります。



山間部地域における小型除雪機の配備

積雪が多い山間部の地域などは、沿線の自治体に小型除雪機を配備し、生活道路の除雪作業をお願いしています。現在は市内で130台が稼働。
今年度配備した除雪機のうち、河辺由里・赤野地区のロータリー型小型除雪機は、宝くじの社会貢献広報事業のコミュニティ助成を活用して購入しました。



消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年10月1日から消費税と地方消費税の税率が10%に引き上げられます。これに併せて消費税の軽減税率制度が実施されることになりました。

◆軽減税率の対象品目

《飲食料品》飲食料品とは、食品表示法に規定する食品酒税法に規定する酒類を除く）で外食などを除いたもの

《週2回以上発行される新聞》週2回以上発行される新聞とは、定期的に継続して購読することを契約しているもので、政治、経済、社会、文化などに関する一般社会的事実を掲載する、週2回以上発行される新聞

◆その他

軽減税率制度に関する情報は国税庁ホームページでご確認を。軽減税率制度実施

	平成31年10月1日以後	
	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
合計	10.0%	8.0%

減税率制度実施に伴うレジの導入や電子的受発注システム改修に支援制度があります。詳しくは軽減税率対策補助金事務局へお問い合わせを。《舞鶴税務署》